

## 事業資産の評価切り下げと実現概念

勝尾 裕子

### はじめに

事業資産の簿価切り下げについては、在庫品を中心に古くから議論されてきた。最近では、固定資産についても、簿価切り下げをもとめる会計基準が議論の対象となっている。米国や国際会計基準等では、すでに固定資産の減損会計に関する規定が整備されており、日本でも企業会計審議会から「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」が2002年8月9日付で公表され、2006年3月期から完全実施されることとなった。

事業投資の目的で保有される資産の収益性が、当初の見込みにくらべて低下した場合に、それを会計上どのように反映させるかは、企業会計の根幹に関わる重要な問題である。本稿では、事業資産の簿価切り下げと現行の会計制度との整合性という問題について理論的な検討を行う。収益性が低下した事業資産の簿価切り下げに共通している一般的な概念について考察し、その上で、簿価切り下げの会計方法が、現行の会計制度の枠組みの中でどのように位置付けられるかという問題について検討する。

### 1. 償却性固定資産の減損

米国財務会計基準審議会 (FASB) による財務会計基準書第144号 (SFAS144) においては、任意の時点の資産簿価が、その時点以降の当該資産の使用及び処分から生ずる将来キャッシュ・フローの総額 (割引前かつ負債利子控除前) を上回るときに減損と判断されて、その時点の公正価値ま

で切り下げられる。この減損判定基準は回収可能性テストと呼ばれている。任意の時点の簿価について、それ以降の将来キャッシュ・フローで回収できない部分を減損とすることした考え方は、割引を除けば、国際会計基準 (IAS36) にも共通している。

なお、将来キャッシュ・フローの割引額ではなく総額が採用されているのは、割引率の選定などの技術的な問題を回避するためとも、あるいは割引前の総額の方が割引額よりも大きいために簿価を下回ることが少なくなることから、減損と判定されるケースを制限するための実務上の配慮とも考えられる。本稿では理論的な検討を目的とするため、回収可能性テストを任意の時点の簿価と将来キャッシュ・フローの割引現在価値 (資本価値) の比較に置き換えて議論を進めることとする。

いずれにせよ、米国基準や国際会計基準の回収可能性テストでは、任意の時点における簿価の回収可能性が問題にされている。しかし償却性資産の場合、減価償却パターンの決定において、未償却残高を常にその資産の資本価値 (そこから先の将来に見込まれるキャッシュ・フローの価値) が上回ることが条件として課されているわけではない。そのため、キャッシュ・フローの回収が早い段階で進むケースでは、ある時点において簿価 > 資本価値となることが当初から予定されていたにもかかわらず、減損が認識されることもある。回収可能性テストによると、当初の見込みと比べて収益性が低下したわけではないのに減損と判定されてしまうケースを排除できないのである。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 詳しくは、拙稿[2000]、斎藤[2001]、米山[2001]等を参照のこと。

このケースで認識される損失は、収益性の低下に伴う当期の減損損失というより、当期以前の減価償却不足を事後的に埋め合わせる過年度修正の要素であろう。このように、任意の時点における簿価の回収可能性の有無を減損認識の判断基準とする回収可能性テストによると、収益性の低下による減損損失と、過年度の償却不足を修正するための過年度修正とを区別できない。その意味で、米国基準や国際会計基準の回収可能性テストには大きな問題があると言えよう。

当初の見込みと比べて収益性が低下したわけではないのに減損認識されてしまうケースを排除するには、任意の時点の簿価ではなく、取得時点の簿価の回収可能性を問題にすればよい。取得時点の簿価であれば、減価償却による費用配分の影響を受けていないため、その時点においては、将来のキャッシュフローで簿価がどれだけ回収できるのかという、投資の成果の価値と簿価の比較が意味をもつ。投資の意思決定の局面では、期待される成果の資本価値と比較されるのは時価であって簿価ではないから、時価と一致している取得時点の簿価だけが、その回収可能性を問題にすることに意味があるのである。

投資開始時においては回収可能な事業に投資したつもりであっても、その後の情報に基づいて資本価値を評価し直した結果、それが取得時点の簿価(=投資額)を下回っていたなら、全期間を通じても投資が回収できないようなプロジェクトに投資してしまったことになる。この資本価値は、任意の $t$ 時点までに実現したキャッシュフローと、それをふまえて予想し直した $t+1$ 時点以降の将来キャッシュフローの流列を $0$ 時点に割り引いた現在価値であり、 $t$ 時点で見積もり直した $0$ 時点における資本価値 $V_{(0|t)}$ である。もし、これが取得時点の簿価(=投資額) $B_0$ を下回れば、主観のれんが負であるような事業に投資してしまったことが、後の $t$ 時点で判明したことを意味する。

こうした取得時点の投資意思決定の失敗が事後に判明した場合、それを企業会計上の実現利益に反映させようとする会計方法が、減損処理であると考えられよう。このような減損概念に基づくなら、新たに見積もりなおした価値である $V_{(0|t)}$ を $t$ 時点まで減価償却した額に、 $t$ 時点の簿価を切り下げるのがむしろ自然であろう。そこで認識される減損損失は、過剰投資の部分(負の主観のれん)である $B_0 - V_{(0|t)}$ のうち、 $t$ 時点までの減価償却によってすでに自動的に反映されたものを除く未償却部分である。つまり減損損失とは、事後的に判明した過剰投資の切り捨てとしての性格を有しているのである。

このように償却性固定資産の減損処理とは、任意の時点における簿価をそれより先のキャッシュフローで回収できるかというより、取得時点における簿価つまり投資額を投資の全期間を通じて回収できるかという点に着目して、その意味での回収可能性が損なわれた場合に、簿価を切り下げて減損損失を計上する会計方法なのである。つまり、償却性固定資産の減損処理は、投資の回収可能性という概念で説明することができる。この結果をふまえ、在庫品の低価評価についてもこの概念で説明することができるのかどうかを、次節で検討したい。

## 2. 在庫品の低価評価

いま、 $0$ 時点で $B$ 円で取得した在庫品を、 $t+1$ 時点において $V_{(t+1|0)}$ 円で販売しようとしている企業を想定する。 $V_{(t+1|0)}$ は、 $t+1$ 時点(販売時点)に在庫品を販売することで得られるキャッシュフローを $0$ 時点で予想した大きさである。これを $0$ 時点(取得時点)まで資本コストで割り引いた $V_{(0|0)}$ が、在庫品を販売することで得られる将来キャッシュフローの現在価値であり、 $0$ 時点で予想される在庫品の価値(資本価値)である。企業はそもそも正味現在価値が正であると見込まれる事業にしか投資しないから、在庫品

投資の開始時点である0時点においては $V(0|0)$ は簿価（投資額） $B$ を上回っているはずである。つまり0時点においては $B < V(0|0)$ が成立し、正の主観のれんが存在している。

ところが、市場環境の変化等により、 $V(t+1|0)$ では販売できそうにないことがその後の $t$ 時点で判明し、 $V(t+1|t)$ でなら販売できることがわかったとする。この $V(t+1|t)$ を0時点まで割り引いた $V(0|t)$ は、 $t$ 時点で見積もり直した0時点における在庫品の価値である。もし、これが0時点の簿価（投資額） $B$ を下回るなら、負の正味現在価値しかもたらさないような事業へ投資していたことになる。つまり $B > V(0|t)$ であるなら、主観のれんが負であるような事業に誤って投資してしまったことを意味するのである。在庫品の簿価（投資額） $B$ と価値 $V(0|t)$ の差額は、いわば事後的に過剰投資と判明した部分であり、0時点の投資意思決定が誤っていたために回収不能に陥ってしまった部分である。

このように、時間の経過と共に状況が変化したために当初は回収可能なはずであった投資が回収不能に陥ってしまった場合、すなわち主観のれんが負である事業に誤って投資してしまっていたことが後の時点で判明した場合に、過剰投資の分だけ簿価を切り下げようというのが低価評価の背後にある考え方なのであろう。つまり低価評価とは、在庫品投資の回収可能性が損なわれた場合に簿価を切り下げる会計方法であるとも説明できよう。むろん現実の基準では低価評価における切り下げは時価までであるが、在庫品は短期間で販売されるために引き引きによる資本価値計算の実益がないために、資本価値 $V(0|t)$ の代替として $t$ 時点の時価が採用されているにすぎないと考えられよう。言うまでもなく、在庫品のケースでは、減価償却計算も考える必要がない。

上記の考え方に立てば、在庫品の低価評価についても、償却性固定資産の減損処理と同じく、投資の回収可能性という概念で説明することがで

きる。つまり、投資の回収可能性という概念は、同じ事業資産である在庫品と償却性固定資産の簿価切り下げを、統一的に説明できる概念と言える。任意の時点をとった簿価の回収可能性という概念では、両者を統一的に説明することはできなかったが、ここでは原初投資時点に戻って投資の回収可能性に着目することで、事業資産の簿価切り下げに共通する、より一般的な概念を探りあてることができたのである。

こうした概念が明らかになり、事業資産の簿価切り下げを投資の回収可能性という概念で統一的に説明できることが示されたことで、「事業資産の簿価切り下げを、企業会計における実現利益の考え方と整合的に説明することはできるか」という、より根本的な問題を論じるための基礎が固められたと言えよう。これは、実現概念と簿価切り下げを矛盾なく説明することができなかった簿価の回収可能性という概念にくらべて、投資の回収可能性という概念が、どれだけ実現利益の概念と事業資産の簿価切り下げとを両立させられるか、とも言い換えられる。本稿で、事業資産の簿価切り下げに共通する概念が明示されたことで、こうした問題を検討するための基礎が作られたと言えよう。

### 3. 実現利益と回収可能性

企業会計における利益計算については、実現した純利益よりも資産や負債の評価の結果として計算される包括利益の計算が主張されることも、最近では少なくない。しかし、投資の成果に対する期待がどこまで実現したかを判断するには、投資の成果として期待されている将来のキャッシュフローが事実としてのキャッシュフローで確かめられた時点で計算された、実現利益が役に立つであろう。実現利益はまた、過去に行われた投資の成果への期待がどれだけ実現したかを示すことで、将来の投資についての意思決定にも役立つと考えられる。実現利益（純利益）に比べて包括

利益が追加的な情報価値を有するとは実証研究でも確かめられていない。<sup>2</sup> その意味で、実現利益は投資家の予想形成と意思決定に役立つ情報と言ってよいであろう。本稿ではこうした実現利益の概念を基本的な枠組みとして議論を進めたい。

実現概念のもとでは、資産はどのように評価されるだろうか。期待が事実で確かめられた時点で利益を認識するのが実現の考え方であるから、それまでは利益認識を伴う評価替えは一切行われぬ。つまり実現概念のもとでは、在庫品や償却性資産などの事業目的で保有される資産については、原価評価が原則であると考えられる。なお、在庫品は販売対象そのものであることから時価評価が主張されることもあるが、多くの金融商品のように事業上の意思決定と無関係に販売（換金）されるわけではなく、むしろ販売は事業そのものであるから、在庫品が販売対象であることは原価評価が原則であることと矛盾するわけではない。実現利益の測定に関するかぎり、事業資産については原価評価が原則なのである。こうした実現ルールのもとで、前節で議論した簿価切り下げの会計方法（低価評価と減損）を、原初投資の回収可能性という観点から、整合的に説明することはできるのだろうか。

償却性資産の場合、成果に対する期待は、毎期のキャッシュフローの回収とともに事実として確かめられていくから、本当に過剰投資であったかどうかは、減価償却を通じて部分的に判明し、最終的にはキャッシュフローの回収が終わる投資

終了時点で確定する。また在庫品の場合には、それは販売時点で確定する。<sup>3</sup> いずれも、投資の一部が回収不能（主観のれんが負）かどうかは、キャッシュフローで確かめられてはじめて判明するのである。それを待たずに簿価を切り下げれば、見込みだけで（負の）利益を認識することになる。<sup>4</sup> 実現概念のもとでは、負の利益が見込まれる場合であっても、キャッシュフローが得られる将来の時点で事実として確かめられた損失が計上されるはずであるから、それ以前に簿価を切り下げて見込損失を計上する低価評価や減損の会計方法を、実現ルールと整合的に説明することは容易でない。

この議論は、任意の時点をとった簿価の回収可能性の観点で簿価切り下げをとらえたときと実は変わらない。簿価の一部が回収不能に陥ったことが確定するのもキャッシュフローが得られた時点であるから、それ以前に簿価を切り下げるとは、見込みの（負の）利益を認識することになり、実現ルールと整合しないと考えられる。これは、原初投資の回収可能性という観点で簿価切り下げをとらえたときの考え方と何も変わらない。つまり、事業資産の簿価切り下げの根拠として、あらたに原初投資の回収可能性という概念を持ち込んでも、それだけでは、特定時点の簿価の回収可能性という概念にくらべて、実現ルールと簿価切り下げが整合的になるとは言えないのである。投資の回収可能性という概念が、事業資産の簿価切り下げと実現ルールをどこまで両立させられるかは、実現概念に関するさらに踏み込んだ検討が必

<sup>2</sup> その他の包括利益の要素である投資有価証券の評価損益の情報価値を否定したBarth [1994]、拙稿 [1998] を参照のこと。

<sup>3</sup> 回収リスクの残る売上債権の場合でも議論は同じである。在庫品が販売できるか否かという事業のリスクから開放された時点で利益を計算するのが実現利益の概念だからである。

<sup>4</sup> むろん正の利益が見込まれる場合にはキャッシュフローを待って利益が認識されるから、低価評価は、利益認識のクリティカル・ポイントが正負で異なる非対称的な会計方法と言える。利益が正の場合は生起確率100%の（期待が事実が変わった）時点で認識されるのに対し、負の場合には100%未満で認識される方法とも言えよう。

要であろう。これについて次節で検討を加えたい。

#### 4. 収益性が低下するケースにおける投資の回収可能性

いうまでもなく、利益の実現という考え方のもとでは、投資の成果に対する期待が事実として確かめられる時点で利益が認識されるため、事業資産については原価評価が原則となる。期待が事実で確かめられるまでは、切り下げも切り上げも行われぬのが、実現ルールのもとでの事業資産の評価に関する考え方である。こうした考え方で、収益性の低下による損失を見込んだ簿価切り下げとを両立させるには、切り下げ直前の簿価と原初投資とのどちらの回収可能性を、切り下げの判断基準として考えたほうがよいのであろうか。以下では、両者の違いを明確に議論するため、投資額と任意の時点の簿価が一致しない償却性資産について検討する。

まず、収益性の低下とはどのような状況であるかを確認しよう。事業資産への投資には、将来に得られるキャッシュフローが期待されているから、事業投資の収益性は将来キャッシュフローの現在価値（資本価値）でとらえられるのが自然であろう。この現在価値が当初の見込みにくらべて事後的に減少したとき、収益性が低下したと考えられる。当初の0時点に見込まれていた投資の資本価値（0時点で予想した将来キャッシュフローを0時点まで割り引いた現在価値）を $V_{(0|0)}$ とおき、その後のt時点で事後的に評価し直した資本価値（t時点までに実現したキャッシュフローと、それに基づいてt時点で予想したそれ以降の将来キャッシュフローを0時点まで割り引いた現在価値）を $V_{(0|t)}$ とおけば、後者の $V_{(0|t)}$ が前者の $V_{(0|0)}$ より低いときに、収益性が低下したと考えられる。

企業は、正の主観のれんが見込まれる投資しか行わないから、0時点においては、 $V_{(0|0)}$ は投資額（0時点の簿価） $B_0$ よりも高いはずである。その後のt時点に予想し直した $V_{(0|t)}$ が $V_{(0|0)}$ を

下回れば、収益性は低下しているが、投資の回収可能性が損なわれたと言えるのは、 $V_{(0|t)}$ が $B_0$ を下回るほどに低下してしまった場合である。原初投資の回収可能性という概念に基づく簿価の切り下げは、 $B_0 > V_{(0|t)}$ のケースで取得原価を負の主観のれんだけ切り下げ、その一部または全部を、t時点を含む年度の損失として認識しようとするものである。収益性が低下して資本価値が下落しても、 $B_0 < V_{(0|t)}$ であれば、投資の回収可能性が損なわれたわけではないから、簿価は切り下げられず、損失が計上されることもない。

一方、任意の時点における簿価の回収可能性という概念で、簿価切り下げがとらえられた場合には、任意のt時点における簿価 $B_t$ が同じt時点の資本価値よりも高ければ、簿価が切り下げられることになる。ここでの資本価値は、t時点までの事実に基づいて予想し直した、それ以降の将来キャッシュフローをt時点まで割り引いた現在価値であり、これを $V_{(t|t)}$ で表しておく。これが当初予想されていたt時点の資本価値 $V_{(t|0)}$ より低ければ、収益性が低下したとみられ、t時点の簿価 $B_t$ を下回るほどに低下した場合には、簿価の回収可能性が損なわれたとみられるのであろう。要するに、簿価の回収可能性という概念に依拠したときは、 $B_t > V_{(t|t)}$ であれば簿価が切り下げることになる。資本価値が低下しても、 $B_t < V_{(t|t)}$ であれば、簿価の回収可能性は損なわれていない

【表】t時点で見直された資本価値と簿価

ケース	0時点	t時点	簿価切り下げの有無
①	$B_0 < V_{(0 t)}$	$B_t < V_{(t t)}$	簿価切り下げの問題は生じない
②	$B_0 < V_{(0 t)}$	$B_t > V_{(t t)}$	簿価の回収可能性→簿価切り下げ
③	$B_0 > V_{(0 t)}$	$B_t < V_{(t t)}$	投資の回収可能性→簿価切り下げ
④	$B_0 > V_{(0 t)}$	$B_t > V_{(t t)}$	いずれの概念でも簿価切り下げ

とみられ、簿価は切り下げられず、負の利益が計上されることもない。

それでは、[表]に掲げたケースのうち、まず②についてはどのように考えられるだろうか。②のケースとは、投資開始時点（0時点）の簿価（投資額） $B_0$ は資本価値 $V_{(0|t)}$ より低いため（ $B_0 < V_{(0|t)}$ ）、原初投資の回収可能性には問題ないが、任意の $t$ 時点の簿価 $B_t$ が資本価値 $V_{(t|t)}$ より高いため（ $B_t > V_{(t|t)}$ ）、 $t$ 時点における簿価の回収可能性は損なわれているケースである。こうした場合、原初投資の回収可能性という概念に依拠すれば、簿価は切り下げられずにすむが、任意の時点をとった簿価の回収可能性という概念に依拠すると、簿価は切り下げられ、負の利益が認識されることになる。

一方、[表]の③のケースについてはどうであろうか。③のケースとは、任意の $t$ 時点の簿価 $B_t$ が資本価値 $V_{(t|t)}$ より低いため（ $B_t < V_{(t|t)}$ ）、 $t$ 時点の簿価の回収可能性には問題がなくても、0時点の簿価（投資額） $B_0$ が資本価値 $V_{(0|t)}$ より高いため（ $B_0 > V_{(0|t)}$ ）、投資の回収可能性は損なわれているケースである。こうした場合、任意の時点における簿価の回収可能性という概念に依拠するかぎり、簿価は切り下げられずにすむが、原初投資の回収可能性という概念に依拠すれば、簿価は切り下げられ、負の利益が認識されることになる。

また、①のように、0時点において $B_0 < V_{(0|t)}$ 、 $t$ 時点において $B_t < V_{(t|t)}$ であるケースでは、どちらの概念によっても簿価が切り下げられることはなく、④のように、0時点において $B_0 > V_{(0|t)}$ 、 $t$ 時点において $B_t > V_{(t|t)}$ であるケースでは、反対に、どちらの概念に依拠しても簿価は切り下げられることになる。それゆえ、①から④までの結果を単純に並べて切り下げに該当するケースを数えてみるだけでは、どちらの概念が実現概念と両立しやすい結果をもたらしているのかを判断するのは難しい。そこで、どちらの概念に依拠するか

によって結果に違いが生じている②と③のケースのうち、現実にはどのようなケースが多いと考えられるのかを検討することにした。

③のケースは、原初投資は回収不能だが、 $t$ 時点の簿価の回収可能性には問題がないケースである。これは、0時点から $t$ 時点までの業績は悪いが、 $t$ 時点の簿価に関するかぎり、それ以降の回収には問題がないと見込まれるケースである。しかし、投資開始から $t$ 時点までの業績が当初の期待より悪化しているのに、 $t$ 時点以降の回収には問題がないという、③のようなケースは実際にはそう多くないとも考えられよう。それに対して②のケースは、 $t$ 時点の簿価の一部は回収不能だが、投資は回収可能なケースである。これは、 $t$ 時点で再評価したそれ以降の予想キャッシュフローが当初の予想よりも低くなるために、 $t$ 時点の簿価は回収不能だが、取得時点から $t$ 時点までの業績が十分高かったために、投資期間を通じてみれば回収可能と見込まれるケースである。こうした②のケースは、③のケースにくらべて、より現実的な状況を表しているとも考えられよう。

すでに述べたように、①と④のケースでは、簿価切り下げの判断基準を投資の回収可能性と簿価の回収可能性のどちらにもとめても結果は同じであったから、問題は結果に違いが生じている②と③のうち、どちらが現実により多くみられる重要なケースかであった。上記のように、もし②の現実的な重要性がより高いとすれば、そのケースで不必要な簿価切り下げを回避するためには、特定時点の簿価の回収可能性ではなく、原初投資の回収可能性という概念を選択すればよいと考えられる。その意味で、投資の回収可能性という観点は、簿価の回収可能性という観点よりも、事業資産の簿価切り下げと実現ルールとを両立させやすいと言えるのであろう。

## 5. 収益性が当初の期待と変わらないケースにおける投資の回収可能性

収益性が低下したケースの検討は以上のとおりである。<sup>5</sup> しかし、もともと簿価の回収可能性という概念の欠陥が指摘され投資の回収可能性という概念の必要性が示されたのは、収益性が当初の見込みにくらべて変化していないケースであった。このケースでは、投資時点（0時点）においては $B_0 < V_{(0|0)}$  が成立しているが、その後の減価償却のパターンやキャッシュフローの回収のペースによって、 $t$ 時点においては $B_t < V_{(t|0)}$  となることも、 $B_t > V_{(t|0)}$  となることもある。任意の時点における簿価の回収可能性という観点からすれば、後者の $B_t > V_{(t|0)}$  の場合に、 $t$ 時点の簿価の回収可能性が損なわれたとみられ、簿価が切り下げられることになる。

すでに述べたように、この切り下げ部分は、収益性の低下による損失というより、過去の費用配分不足を埋め合わせる過年度修正の要素である。両者を区別し、収益性が当初の見込みと変わらないのに損失を見込んで簿価が切り下げられてしまうケースを排除するには、原初投資の回収可能性という概念が新たに必要なのであった。収益性が当初の見込みと変わらないケースでは、 $t$ 時点で評価し直した0時点の資本価値 $V_{(0|t)}$ は $V_{(0|0)}$  ( $> B_0$ ) に等しいから $V_{(0|t)} > B_0$ が成立し、原初投資の回収可能性には問題ない。それゆえ、投資の回収可能性という観点でとらえられていれば、ここで簿価が切り下げられることはない。

ただ、 $t$ 時点の簿価 $B_t$ が $t$ 時点の資本価値 $V_{(t|t)}$  ( $=V_{(t|0)}$ ) より高いときには、両者の差額は過年度修正の要素であるから、投資の回収可能性の観点に立ったとしても、簿価は過大であって切り下げなければならない、と言われることがある。しかし、このケースはそもそも、キャッシュフローの回収期間や大きさに関する予想が、当初

から変わらないケースであるから、費用配分のスケジュールを当初設定したのから変える必要はないと考えられる。つまり、 $t$ 時点の簿価を資本価値まで切り下げ、それを過年度修正として処理する必要はないと言えよう。

このような、収益性が当初の予想と変わらないければ減価償却のスケジュールを変更する必要はないという考え方は、現行の会計制度においても取り入れられており、不自然なものではない。実際、償却年数の変更や償却方法の変更といった減価償却パターンの変更はそれぞれ、キャッシュフローの予想回収期間が短縮された場合や、キャッシュフローの流列に関する予想が変更されたときに行われることとされている。収益性が当初の予想と変わらなければ、減価償却のスケジュールが変更されることもない。それゆえ、上のような、 $t$ 時点の簿価が資本価値より高いケースであっても、そもそも収益性が当初の予想と変わらない場合には、費用配分のスケジュールを変更する必要はなく、簿価を切り下げ過年度修正の要素を計上する必要はないと考えるのが自然であろう。

このように、収益性が当初の見込みにくらべて変化していないケースでは、原初投資の回収可能性という概念に依拠するかぎり、不必要な簿価切り下げが回避されることになる。簿価の回収可能性という概念に比べると、それだけ事業資産の簿価切り下げと実現ルールとを両立させやすいと言えよう。すでに述べたように、収益性が低下する場合についても、原初投資の回収可能性という概念に基づいて事業資産の簿価切り下げをとらえれば、より現実的な②のケースにおいて、簿価の切り下げが避けられる。つまり、原初投資の回収可能性という概念に基づいて事業資産の簿価切り下げをとらえる方が、任意の時点をとった簿価の回収可能性という概念でとらえるのにくらべて、実現基準のもとでの資産評価の体系と事業資

<sup>5</sup> 収益性が改善したケースについても、収益性が低下したケースと同じ結論を導き出すことができる。

産の簿価切り下げとを両立させやすいと考えられるのである。

### おわりに

本稿では、まず、収益性の低下した事業資産の簿価切り下げを、利益の実現という現行会計制度の中心概念にてらして検討した。事業資産の一つである在庫品の低価評価については簿価の回収可能性が根拠とされることも多かったが、この概念では償却性固定資産の減損処理を合理的に説明することができない。当初の見込みにくらべて収益性が低下したわけではないのに減損損失が認識されてしまうケースを排除し、収益性の低下による減損損失と過去の償却不足を埋め合わせる過年度修正とを区別するには、投資の全期間を通じた回収可能性という概念が必要なのであった。その観点から、本稿では、在庫品に戻って同じ概念が適用可能かを検討した。その結果、在庫品の低価評価と償却性固定資産の減損処理は、ある時点の簿価ではなく、原初投資の回収可能性という概念で統一的に説明できることが明らかになった。

次に、本稿では、事業資産の簿価切り下げを説明する概念である原初投資の回収可能性という考え方が、企業会計の中心概念の一つである実現概念と両立する可能性を探ってきた。実現概念のもとでは、投資の成果に対する期待が事実で確かめられるまで利益は計算されないはずであるから、それ以前に簿価を切り下げて負の利益を認識することは、一般には実現利益の考え方と整合しない。本稿での検討の結果、原初投資の回収可能性という観点から簿価切り下げをとらえれば、簿価の回収可能性にくらべて、実現概念のもとでの資産評価の原則により近い結果がもたらされることが明らかになった。収益性が当初の見込みと変わらない場合だけでなく、収益性が低下する場合のうち、より現実的な重要性の高いケースにおいても、そうした結果が導き出された。つまり、原初投資の回収可能性という概念は、事業資産の簿

価切り下げの会計方法と実現ルールを両立させやすいとみることができるのである。

このように、事業資産の簿価切り下げと実現概念との両立性を説明することは容易でない。しかし、その整合性を理論的に説明できないからといって、減損や低価評価といった簿価切り下げの会計方法が排除されるべきであるとも、あるいは実現ルールそれ自体を考え直すべきであると主張しているわけでもない。収益性の低下した事業資産の簿価切り下げや、利益の実現という考え方をめぐる議論の背後には、両者を合理的に説明するような、より上位の概念が存在している可能性も否定できないからである。そうした背後の概念に関する考察をせずに、どちらか片方を排除するような議論は避けられなければならないであろう。

(本稿は、「在庫品の低価評価と固定資産の減損—簿価切り下げの論理—」、『産業経理』、産業経理協会、61巻3号、および「実現概念と投資の回収可能性」、『会計』、森山書店、161巻1号に加筆修正したものである。)

### 参考文献

- American Institute of Accountants, Committee on Accounting Procedure, Accounting Research Bulletins No.43: Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins, 1953.
- Barth, M. E., "Fair Value Accounting: Evidence from Investment Securities and the Market Valuation of Banks", Accounting Review, Vol.69 No.1, 1994.
- FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.141: Business Combinations, 2001.
- FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.142: Goodwill and Other Intangible Assets, 2001.
- FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.144: Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be

Disposed Of, 2001.

IASC, International Accounting Standards No.16:  
Property, Plant and Equipment, 1995.

IASC, International Accounting Standards No.36:  
Impairment of Assets, 1998.

勝尾裕子「投資有価証券の時価情報の有用性 —  
わが国銀行の株価に及ぼす影響—」、『會計』、  
154巻5号、1998年.

勝尾裕子「事業資産の評価における見積り改  
訂 —費用配分と減損処理—」、『学習院大学経  
済論集』、37巻2号、2000年.

企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準  
の設定に関する意見書」、2002年.

斎藤静樹「会計上の評価と事業用資産の減損」、  
『會計』、159巻4号、2001年.

辻山栄子「固定資産の評価」、『企業会計』、53巻  
1号、2001年.

平敷慶武『動的低価基準論』、森山書店、1990年.

米山正樹『減損会計 —配分と評価—』森山書店、  
2001年.